

江戸川区手話言語条例

(目的)

第一条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）の責務及び江戸川区民（以下「区民」という。）等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての者が互いを尊重し合い共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること並びにろう者、難聴者及び中途失聴者その他手話を必要とする区民（以下「手話を必要とする者」という。）が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提として、全ての者が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与するために行わなければならない。

(区の責務)

第三条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第四条 区民は、基本理念にのっとり、手話に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び手話を必要とする者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

3 手話を必要とする者は、基本理念にのっとり、手話に関する区の施策に協力するとともに、主体的に手話の普及に努めるものとする。

(手話に関する施策)

第五条 区は、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

一 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

二 手話による意思疎通の支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める施策

2 区は、前項の施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項の規定により区が策定した江戸川区障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項の規定により区が

定めた江戸川区障害福祉計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。